

全 員 必 須 項 目	【5】 児童手当の受給状況(受給予定含む)	主な添付書類 (詳細は添付書類一覧表を確認してください)
	() 私が受給している () 配偶者が受給している	
	【6】 扶養手当(公務員の方)、家族手当(民間企業に勤務する方)の受給状況	
	() 配偶者が受給している () 受給していない	
	【7】 産前産後・育児休業期間の確認	
	被保険者(あなた)または配偶者が産前産後休業、育児休業を取得予定の場合は予定期間を記入してください。 * 配偶者との収入比較他のために必要な項目となります。	
	① 被保険者(私)の産前産後休業取得予定	取得予定期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	② 被保険者(私)の育児休業取得予定	取得予定期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	③ 配偶者の産前産後休業取得予定	取得予定期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	④ 配偶者の育児休業取得予定	取得予定期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
* 状況により、追加で確認書類をご提出いただく場合があります。		
【 誓約書 】		
<p>今回被扶養者として申請する者の状況は、上記のとおり相違ありません。</p> <p>今後、就職等で他の健保へ加入したり、収入が130万円(60歳以上および障害厚生年金受給者は180万円)以上になったとき、夫婦共に収入がある場合は配偶者が私の収入を上回ったとき、扶養状況に変更があったときには速やかに被扶養者削除の手続きを行います。</p> <p>また、同居していた被扶養者が会社都合以外の別居となった場合は送金を行います。</p> <p>さらに、事実と異なる届出を行っていた場合は、遡って資格の取消を受け、当該期間に受けた現金給付を全て返還するとともに、これについて不服申し立てはいたしません。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">被保険者氏名(自署) : _____</p>		

※ 被保険者の皆様には届け出に関して以下のように法令で義務付けられていますのでご注意ください。

- ① 被扶養者であるご親族の職業、収入、住所、氏名、性別、生年月日、個人番号(個人番号を有する者に限る。)及び被保険者との続柄、別居の親族が同一の世帯に居住した年月日および扶養するに至った理由などの事項に変更があったときは、その都度、勤務先を経由して当健康保険組合に届け出なければなりません(健康保険法施行規則第38条)。
- ② 被保険者は、毎年一定の期日に行われる被保険者証の検認若しくは更新の際に、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主を経由して当健康保険組合に提出しなければなりません(健康保険法施行規則第50条)。
- ③ 被保険者は、資格を喪失したとき、あるいは保険者に変更があったとき、又は被扶養者が異動したときは、5日以内に、被保険者証を事業主を経由して当健康保険組合に提出しなければなりません(健康保険法施行規則第51条)。

※ 被扶養者の認定日について

法令では原則として扶養申請日より5日以内に届出をしなければならないと定められておりますが(健康保険法施行規則第38条)、やむを得ない理由により5日以内に届出ができない場合、当健保では1ヶ月以内に申請書類一式を確認し、扶養要件を満たしている場合に限り、事由発生日に遡り扶養認定いたします。

書類受付が1ヶ月を過ぎた場合は、当健保にて書類を受け付けた日を扶養認定日とします。